

結核予防費（健康診断） 県費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、結核患者の早期発見を図り、集団の安全を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、学校の設置者等に対し、定期健康診断事業に要する経費に関して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

補助金の交付を受けることのできる者は、学校（専修学校及び各種学校を含み、国、県又は市町村の設置するもの及び修業年限が1年未満のものを除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条に規定する施設（国、県又は市町村の設置するものを除く。）の設置者とする。

第3 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、法第53条の2の規定による定期の健康診断とする。

第4 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める算定基準により算定した額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- (3) (2)の補助基本額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 算定基準	2 対象経費	3 補助率
<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) <u>503円</u>×健康診断を受けた者の延数</p> <p>ただし、結核の既往のある者や高齢者、外国生まれの者等リスクの高い者については、<u>直接撮影</u></p> <p><u>1,740円</u>×直接撮影を行った者の延数</p>	<p>法第60条の規定による健康診断</p> <p>(事業者が行う健康診断を除く。)のために必要な報酬、職員手当等(特殊勤務手当)、賃金、報償費(報償金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費</p>	<p>2 / 3 以内</p>

第5 補助金の交付申請

補助金の交付の申請をする場合は、次に掲げる書類1部を学校については、当該年度4月10日まで、施設については、当該年度4月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 結核予防費県費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 結核予防費県費補助金所要額調(第2号様式)
- (3) 結核健康診断内訳書(第3号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

第6 補助金の交付の決定

知事は、第5の書類を受理し適当と認めたときは、補助金の交付の決定を通知するものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

第7 知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更

規則第5条第1項に規定する軽微な変更は、負担金等交付申請額の20%以内の減額変更とする。

第8 変更の承認の申請

補助金の交付の決定の通知を受けた者は、申請額の20%を超過する減額及び増額変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 結核予防費県費補助金変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 結核予防費県費補助金所要額調（第2号様式）
- (3) 結核健康診断内訳明細書（第3号様式）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

第9 完了実績報告

補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から30日以内または当該年度3月31日のいずれか早い日までに、**管轄の保健所に報告するとともに**、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第5号様式）
- (2) 結核予防費県費補助金所要額精算書（第6号様式）
- (3) 結核健康診断結果内訳書（第7号様式）
- (4) 結核健康診断算出明細書（第8号様式）
- (5) 補助金交付請求書（第9号様式）
- (6) 歳入歳出決算書（見込書）抄本

第10 補助金の交付

知事は、第9の規定による書類を受領した場合において、その内容を適当と認め補助金の額を確定したときは、補助金を交付する。

第11 処分財産の制限

規則第20条第2号の規定により、知事が定める財産は、500千円以上の機械及び器具とする。

第12 帳簿等の保管

補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度完了後5年間は、これを保管しなければならない。

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成26年12月8日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年12月13日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年度分の補助金に限り適用する。

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。